

騒音及び振動規制に係る特定施設設置の届出について

白井市 環境課 環境保全係

電話：047-401-5409

1. 特定施設に関する規制

(1) 特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」、これらの施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」といい、規制の対象としています。

(2) 特定施設設置の届出

騒音に係るものは〔表1〕、振動に係るものは〔表2〕に掲げる特定施設を設置する際には、特定施設設置届出書を提出してください。なお、騒音規制法及び振動規制法に該当する特定施設については法律に基づく届出が必要となり、重複して条例に基づく届出は必要ありません。

(届出要領)

- ①届出者名 特定施設を設置する事業者等
- ②届出期限 特定施設の設置工事開始の30日前まで
- ③届出部数 正副あわせて2部
- ④届出様式 法律に基づくものは様式第1、条例に基づくものは第3号様式
- ⑤添付資料
 - ・騒音・振動の発生に係る作業の系統の概要を説明する書類
 - ・騒音・振動の数値等に関する説明書
 - ・工場等の事業経歴書
 - ・工場等の組織図
 - ・工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図
 - ・騒音・振動の防除施設の設置場所を示す図面

(3) 規制基準

特定施設を設置している者は当該特定工場等の敷地境界において、〔表3〕のとおり地域ごとに定められた規制基準を守らなければなりません。なお、当該特定工場等から発生するすべての騒音・振動が対象となります。

[表 1] 騒音に係る特定施設一覧

番 号		特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例		
騒音	条例					
一	1	金属加工機械				
		イ	ア	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW以上	
		ロ	イ	製管機械	すべて	
		ハ	ウ	ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力が 3.75 kW以上	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
		ニ	エ	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
		ホ	オ	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN（キロニュートン）以上	すべて
		ヘ	カ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW以上	シャーリングマシンのもので 原動機の定格出力が 3.75 kW以上
		ト	キ	鍛造機	すべて	
		チ	ク	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
		リ	ケ	ブラスト	タンブラスト以外のもの（密閉式のものを除く）	すべて
		ヌ	コ	タンブラー	すべて	
			サ	製鋁機	(規制対象外)	すべて
			シ	製釘機	(規制対象外)	すべて
		ル	ス	切断機	といしを用いるもの	高速度切断機
			セ	平削機	(規制対象外)	すべて
			ソ	型削機	(規制対象外)	すべて
			タ	研摩機	(規制対象外)	すべて
			チ	自動やすり目立機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 1.5 kW以上

番 号		特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例
騒音	条例			
二		空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(番号 2、3 に該当)
	2	圧縮機	(番号 二 に該当)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
	3	送風機	(番号 二 に該当)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上 (排風機を含む)
三	4	粉砕機		
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	すべて
		イ 食品加工用粉砕機	(規制対象外)	すべて
		ウ その他の用に供する粉砕機	(規制対象外)	すべて (破碎機及び摩砕機を含む)
四	5	繊維機械		
		ア 織機	原動機を用いるもの	
		イ 紡績機械	(規制対象外)	すべて
		ウ 編組機	(規制対象外)	すべて
		エ 撚糸機	(規制対象外)	すべて
五	イ ロ	建設用資材製造機械		
		ア コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	すべて
		イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上	すべて
六		穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(規制対象外)

番 号		特定施設の種類		騒音規制法		市公害防止条例	
騒音	条例						
七		7	木材加工機械				
	イ		ア	ドラムバーカー	すべて		
	ロ		イ	チッパー	原動機の定格出力が 2. 25 kW以上	すべて	
	ハ		ウ	砕木機	すべて		
	ニ		エ	帯のこ盤	製材用：原動機の定格出力が 15 kW以上 木工用：原動機の定格出力が 2. 25 kW以上	原動機の定格出力が 0. 75 kW以上	
	ホ		オ	丸のこ盤	製材用：原動機の定格出力が 15 kW以上 木工用：原動機の定格出力が 2. 25 kW以上	原動機の定格出力が 0. 75 kW以上	
	ヘ		カ	かんな盤	原動機の定格出力が 2. 25 kW以上	原動機の定格出力が 0. 75 kW以上	
八	8		抄紙機	すべて			
九	9		印刷機械	原動機を用いるもの			
一〇	1 0		合成樹脂用射出成形機	すべて			
一一	1 1		鋳造型機	ジョルト式のもの	すべて		
	1 2		ニューマチックハンマー	(規制対象外)	すべて		
	1 3		ロール機	(規制対象外)	すべて		
	1 4		自動製びん機	(規制対象外)	すべて		
	1 5		ドラムかん洗淨機	(規制対象外)	すべて		
	1 6		ロータリーキルン	(規制対象外)	すべて		
	1 7		コルゲートマシン	(規制対象外)	すべて		
	1 8		重油バーナー	(規制対象外)	重油使用量が 15L/時以上		

番 号		特定施設の種類	騒音規制法	市公害防止条例	
騒音	条例				
	19	走行クレーン			
		ア	天井走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 7.5 kW以上
		イ	門型走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 7.5 kW以上
	2 0	集じん装置	(規制対象外)	すべて	
	2 1	冷凍機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	
	22	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く）			
		ア	ディーゼルエンジン	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上
		イ	ガソリンエンジン	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上
	2 3	クーリングタワー	(規制対象外)	原動機の定格出力が 0.75 kW以上	
	2 4	営業目的の原動機付二輪車による 断郊競技施設	(規制対象外)	すべて	

[表 2] 振動に係る特定施設一覧

番 号		特定施設の種類	振動規制法	市公害防止条例	
振動	条例				
一	1	金属加工機械			
		ア	圧延機械	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW以上
		イ	製管機械	(規制対象外)	すべて
		ウ	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
		エ	機械プレス	すべて	
		オ	せん断機	原動機の定格出力が 1 kW以上	シャーリングマシンのもので 原動機の定格出力が 1 kW以上
		カ	鍛造機	すべて	
		キ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 kW以上	すべて
二		圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	(番号 2 に該当)	
	2	圧縮機及び送風機	(番号 二 に該当)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上	
三	3	粉砕機			
		ア	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW以上	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
		イ	食品加工用粉砕機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上
	ウ	その他の用に供する粉砕機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 3.75 kW以上 (破碎機及び摩砕機を含む)	
四	4	織機	原動機を用いるもの		

番 号		特定施設の種類	振動規制法	市公害防止条例
振動	条例			
五	5	コンクリート製品製造機械		
		ア	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95 kW以上
		イ	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10 kW以上
六	6	木材加工機械		
		イ	ドラムバーカー	すべて
		ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.2 kW以上
七	7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 kW以上	
八	8	ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機	原動機の定格出力が 30 kW以上 (カレンダーロール機を除く)	
九	9	合成樹脂用射出成形機	すべて	
十	1 0	鋳造型機	ジョルト式のもの	
	1 1	冷凍機	(規制対象外)	原動機の定格出力が 7.5 kW以上

[表 3] 規制基準

・騒音に係る規制基準

区 域 の 区 分	規 制 基 準		
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	朝 ・ 夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 1 0 時	夜 間 午後 1 0 時～翌午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	5 0 d B	4 5 d B	4 0 d B
第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	5 5 d B	5 0 d B	4 5 d B
近隣商業地域 準工業地域	6 5 d B	6 0 d B	5 0 d B
工業専用地域	7 0 d B	6 5 d B	6 0 d B
その他の地域	6 0 d B	5 5 d B	5 0 d B

・振動に係る規制基準

区 域 の 区 分	規 制 基 準	
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	6 0 d B	5 5 d B
近隣商業地域 準工業地域	6 5 d B	6 0 d B
その他の地域（工業専用地域を除く）	6 0 d B	5 5 d B